

○令和2年度に実施した政策レビューにより取りまとめた改善方策について、その後の担当局等の取組の実施状況を整理した。

＜令和2年度 政策レビューテーマ＞

テーマ名	担当局
運輸安全マネジメント制度	大臣官房 運輸安全監理官
水資源政策	水管理・国土保全局 水資源部
住生活基本計画	住宅局 住宅戦略官付
北海道総合開発計画の中間点検	北海道局 参事官
産業分野における気象データの利活用促進	気象庁 情報基盤部

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	運輸安全マネジメント制度	実施時期	令和2年度	担当課	大臣官房 運輸安全監理官
対象政策	運輸安全マネジメント制度				
政策の目的	運輸安全マネジメント制度の下においては、運輸事業者の経営トップから現場まで一丸となって安全管理体制の構築を目指し、輸送の安全性の向上について高い意識を持って積極的に安全管理体制の更なる向上を図ること、また、構築された安全管理体制を運輸事業者自らが内部監査等の手法によりチェックを行い、安全風土・安全文化が構築され、安全管理体制が改善されていくことを目的としている。				
評価結果の概要	<p>マクロの視点 (1)運輸安全マネジメント評価14項目の充足率 輸送モード毎の充足率で比較すると、鉄道モードの充足率は総じて高く、自動車及び海事モードは低評価の項目も多く、輸送モード毎による差異が見られた。また、大規模事業者と中小規模事業者で比較した際にも全般的に大規模事業者の充足率が高い。 (2)輸送モード毎の事故件数状況 鉄道、自動車、海事モードにおける事故は長期的に見て、減少傾向にあり、航空モードにおける事故は抑制傾向の結果となった。事故の削減、抑制の要因として、各モードにおいて車両等の安全技術の進歩、社会インフラの改良等に加え、運輸安全マネジメント評価の実施による安全管理体制の構築を考えられる。</p> <p>ミクロの視点 (1)各輸送モード別個別事業者における充足率の変化 運輸安全マネジメント評価の経年変化については、充足率が前回評価よりも下がっている場合が一部見られるが、全般的には評価を繰り返すことにより充足率が向上していく傾向にあり、取組のスパイラルアップが図られている。 (2)事業者ヒアリング結果 全社が運輸安全マネジメント制度導入により、経営トップ及び社員の安全意識の向上、事故要因の分析収集に着手、事故損害額の減少等、安全管理体制の向上を実感と回答。7社が「(7)事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用」、6社が「(6)情報伝達及びコミュニケーションの確保」が運輸安全マネジメント評価14項目の中で特に事故削減に寄与していると回答。全社が安全管理のためにドラレコを事故検証等に活用する等ICT等について活用していると回答。</p>				
レビュー取りまとめ後の政策への反映の方向(予定)(「取りまとめ後の対応方針」等)					レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (これまでの取組)もしくは「今後の取組方針」)
(1)内部監査について ○内部監査の強化のための支援	<p>(大手) ・運輸安全マネジメント評価を通じた事業者 のリスク把握能力の向上</p> <p>(中小) ・内部監査体制が十分でない事業者でも 取り組める基本的な内部監査手法の展開 ・事業者の課題(リスク)の理解を深める 内部監査セミナーの開催</p>				<p>・R5年3月、「安全管理規程に係る報告書改収又は「立入検査の実施に係る基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を改正し、「内部監査」に係る事項を追記 【追記内容】 「運輸安全マネジメント評価」における重点確認事項に「内部監査」を追記し、評価の際は積極的に助言を行う 【運輸安全マネジメント評価実施者数】 318者(R5年度末時点) ※本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施</p> <p>・R5年6月、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を改訂し、「内部監査実施時の留意点」を追記 【追記内容】 自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題に適時、適切に対応しているかを確認すること</p> <p>・R5年6月、国交省HPで公表している冊子「安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために」を改訂。新たに小規模事業者向けの「内部監査手順書」及び「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を追加</p> <p>・事業者(安全担当者)向けに開催している「運輸安全マネジメントセミナー(内部監査)」の講義内容を改訂 【講義内容改訂後のセミナー(内部監査)開催状況】 計13回開催。512名が受講(R5年度末時点)</p> <p>・運輸安全マネジメント評価を通じて収集した「他の模範となる優良な内部監査の取組事例」を国交省HPにて公開(16事例)</p>
(2)事故・ヒヤリハットについて ○ヒヤリハットの収集、分析、活用による事故防止対策の推進	<p>・ドライブレコーダーの分析による事故多発地点の解消等の優良事例の収集・展開</p> <p>・事業者のヒヤリ・ハット収集・分析能力の向上を図るセミナー及びガイドラインの充実強化</p>				<p>・R5年3月、「基本方針」を改正【再掲】し、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」に係る事項を追記 【追記内容】 「運輸安全マネジメント評価」における重点確認事項に「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」を追記し、評価の際は、積極的に助言を行う</p> <p>・R5年6月、「ガイドライン」を改訂【再掲】し、「事故、ヒヤリ・ハットに係る留意点」を追記 【追記内容】 「事故、ヒヤリ・ハット情報を分類・整理し、原因究明・対策を策定した結果、最優先で減少させたい事故等への対策は、安全重点施策に記載し重点的に推進すること ・事故、ヒヤリ・ハット情報の収集の必要性・重要性を理解・浸透させることは、報告者の安全意識を維持する上でも重要であり、ドライブレコーダー映像等の技術を活用することで報告の内容を補完できるような手段を検討すること ・リスクを管理する要員に対し、必要な教育・訓練を確実に実施するとともに、力量の定期的な把握により、教育・訓練等の見直し・改善を図ること</p> <p>・R5年6月、国交省HPで公表している冊子「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発・未然防止に向けて～(鉄道、自動車、海事編)」を改訂し、具体的な取組手法や事例を公開</p> <p>・R5年6月、事業者の安全担当者向けに開催している「運輸安全マネジメントセミナー(リスク管理)」の講義内容を改訂 【講義内容改訂後のセミナー(リスク管理)の開催状況】 計10回セミナー開催。337名が受講(R5年度末時点)</p> <p>・R5年度から、新たに現場の管理者層を対象とした「運輸安全マネジメントセミナー(リスク感受性向上)」を開催 【セミナー(リスク感受性向上)の開催状況】 計9回セミナー開催。199名が受講(R5年度末時点)</p> <p>・運輸安全マネジメント評価を通じて収集した「他の模範となる優良なヒヤリ・ハット情報等の収集・活用に関する取組事例」を国交省HPにて公開(63事例)</p>
(3)中小事業者について ○大手事業者のノウハウ活用による中小企業者の取組推進	<p>・事業者におけるグループ企業の横断的な安全管理の構築</p> <p>・第三者機関による中小自動車事業者に対する評価の推進</p>				<p>・運輸安全マネジメント評価を通じて、グループ内企業の安全に対する連携状況の把握及びグループ内企業全体の安全管理体制向上を促進</p> <p>・特に、安全管理規程の届出義務付け対象外事業者を子会社に抱える親会社に対しては、必要に応じて、評価時にグループ企業全体の安全管理体制を構築することを助言</p> <p>・R5年3月、「基本的方針」を改正【再掲】し、「第三者認定機関による評価」等に係る事項を追記 【追記内容】 ・中小規模事業者に対して、「第三者認定機関」による評価や認定セミナーの活用を引き続き促進するほか、オンラインを活用した普及啓発や運輸安全マネジメントの基礎的な知識の提供にも取り組むなど、運輸安全マネジメントのさらなる浸透を図ること</p> <p>・第三者認定機関による中小自動車運送事業者への「運輸安全マネジメント評価」を促進 【第三者認定機関によるマネジメント評価実施数】 R2年度:12者 → R5年度:85者 (73者増)</p> <p>・認定セミナー※の開催 これまでにセミナーの認定を受けた者:8者 【認定セミナーの開催状況】 ・開催回数 R2年度: 303回 → R5年度: 386回(86回増) ・受講者数 R2年度:4,582名 → R5年度:6,114名(1,532名増) ※民間機関等の活力とノウハウを活用して、中小自動車運送事業者に対する運輸安全マネジメントのさらなる浸透・定着を図るために、民間機関等が実施するセミナーを認定する仕組み認定セミナー制度)</p> <p>・R5年度の「運輸事業の安全に関するシンポジウム」において、中小事業者のIT化や先進技術の活用による安全対策事例を紹介 【R5年度シンポジウム参加者】 742名</p>
(4)他の安全施策との関係 ○他の安全施策への運輸安全マネジメント評価の成果の活用	<p>・安全規制について、運輸安全マネジメントの成果を活用</p> <p>○運輸防災マネジメントの推進等新たな課題への対応</p> <p>・気象庁、地方整備局等と連携した自然災害情報の的確な活用のためのワークショップの開催等</p> <p>・運輸防災マネジメントによる評価実施及び災害対応調整機能強化のための地方運輸局の評価・防災体制の強化</p>				<p>・R4、5年度において、各輸送モードの安全対策を共有し、他の運送モードの対策を踏まえて、自運送モードの必要な対策の検討等を行なうモード横断的な点検・会合を実施 【国土交通省幹部会議の開催状況】 ・R4年度 局長級会議:1回、課長級会議:3回 ・R5年度 局長級会議:1回、課長級会議:2回</p> <p>・また、R6年度には、点検結果のフォローアップを行うとともに、R6年1月に発生した羽田空港航空機衝突事故を踏まえ、新たな取組を実施中 【新たな取組】 ・運輸安全マネジメント評価を強化 ・航空事業者に対する重大な衝突事故への対応状況の情報共有</p> <p>・R5年度から、運輸安全マネジメント評価の際は、国交省幹部職員の立ち会いを促進するとともに、自らが所掌していない運送モードへの立ち会いを原則化 【国土交通省幹部の立候補状況】 R5年度 本省幹部:11者、地方運輸局幹部:28者</p> <p>・R3年度から、「自然災害への対応」を加えた運輸安全マネジメント評価を実施 【自然災害への対応を加えたマネジメント評価実施数】 ・21者に対して評価を実施 ・86者に対して運輸防災マネジメントの観点から助言 (R5年度末時点)</p> <p>・R5年6月、「ガイドライン」を改訂【再掲】し、自然災害など新たな課題に応えるうえでの留意点を追記 【追記内容】 ・経営トップは、人材不足に起因して社員・職員等の高齢化が進むことによるリスク、厳しい経営状況のため老朽化した輸送施設等を使用し続けることによるリスク、社会的要請が高まっている自然災害、テロ、感染症等を認識し、これらのリスクについて適切に管理・運営すること</p> <p>・気象庁、地方整備局等と連携し、梅雨入り前・雪崩前に、防災に特化した「運輸防災セミナー＆運輸防災ワークショップ」を開催 【関係機関と連携したセミナー等開催状況】 計63回開催、4,086名が受講(R5年度末時点)</p> <p>・「運輸安全マネジメント評価」を通じて収集した「他の模範となる優良な自然災害等新たな課題への対応に関する取組事例」を国交省HPにて公開</p>

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	水資源政策		実施時期	令和2年度	担当課	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課					
対象政策	1)水資源開発基本計画の策定 2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策) 3)水源地域の振興										
政策の目的	安定的な水資源の確保のための施策を推進するとともに、生活や産業において安全・安心な水利用が実現する社会を構築することを目的とする。										
(1)水資源政策の進捗状況											
1)水資源開発基本計画の策定 ・水資源開発基本計画に基づき水資源開発が進捗し、水供給の目標は概ね達成しており、渇水被害を軽減している。 2)水資源の利用の合理化等に関する重要事項(水利用の合理化、雨水利用の推進、地下水利用と地盤沈下対策) ・水利用の合理化、雨水利用、地下水の適切な保全・利用が促進している。 3)水源地域の振興 ・水源地域対策特別措置法に基づき、新たに2つ「指定ダム」を指定、2つのダムで水源地域整備計画を決定、15のダムで整備事業が完了した。 ・令和元年度末時点まで94のダムで水源地域整備計画を決定し、79ダムで事業完了。現在、15のダムで事業を実施している。 ・ソフト対策「水源地域支援ネットワーク」「水の里旅コンテスト」により、地域活性化に寄与している。											
(2)「リスク管理型の水の安定供給」の進捗状況											
1)リスク評価の取組 ・リスク管理型の水資源開発基本計画策定におけるリスク評価フローを確立するとともに、吉野川水系において評価を実施した。 2)リスク評価に基づいた施策の取組状況 ①リスク管理型の水資源開発基本計画の策定 ・全7水系6計画※1のうち、渇水が頻発している吉野川水系を先行して「水資源開発基本計画」の全部変更に着手し、平成31年4月に閣議決定した。 ②渇水対応タイムラインの策定 ・令和3年2月までに、国が管理する4水系※2で「渇水対応タイムライン」の運用を開始。 ・吉野川水系では、国、四国四県、水資源機構が連携し「渇水対応タイムライン」を作成し、令和3年1月に運用を開始した。 ※1：利根川水系と荒川水系で、1つの「水資源開発基本計画」を策定 豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系では、水系毎に「水資源開発基本計画」を策定 ※2：櫛田川水系、斐伊川水系、芦田川水系、吉野川水系											
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)(「取りまとめ後の対応方針」等)		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)									
①水資源開発基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理型の水資源開発基本計画の策定が吉野川の1水系のみに留まっている。 残る6水系5計画※1について早期にリスク管理型の計画を策定する。 ※1：利根川水系と荒川水系で、1つの計画を策定。 　　豊川水系、木曽川水系、淀川水系、筑後川水系では、水系毎に計画を策定。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年8月までに5水系※2で「リスク管理型の水資源開発基本計画」を策定した。 令和6年8月、残り2水系※3のうち、豊川水系の計画の見直しに着手した。 ※2：利根川水系、荒川水系、吉野川水系、淀川水系、筑後川水系 ※3：豊川水系、木曽川水系 										
②水資源の利用の合理化等に関する重要事項 (水利用の合理化)	<ul style="list-style-type: none"> 平時にいて、水利用の更なる合理化を推進するため、用途をまたがる転用を更に進めていくとともに、節水の取組についても更に推進する。 渇水対応タイムラインの作成促進等により、関係者が連携して危機的な渇水に備える取組を直轄河川で進め、更に都道府県管理河川にも拡充する。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 水利用の合理化を「リスク管理型の水資源開発基本計画」へ位置づけた。 取水制限時に、具体的な節水の取組の紹介や渇水調整協議会に関する情報を周知している。 令和6年9月末時点で、国管理の32水系(34河川)で、「渇水対応タイムライン」が作成・運用されている。 都道府県に対しても、平成31年3月に公表した「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」を用いて、渇水対応タイムラインの作成促進を図っている。 										
(地下水利用と地盤沈下対策)	<ul style="list-style-type: none"> 地下水データベースの構築や、地域の実情に応じた地下水マネジメントの取組を推進する。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月、国・地方公共団体等の関係者が、データ※を相互に活用することができる「地下水データベース」の運用を開始するなど、地下水マネジメントの取組を推進している。 ※地盤沈下防止等対策要綱地域等において観測・収集された地下水位、水質、地下水採取量 等 										
(雨水利用の推進)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の利用推進に関する法律に基づく「都道府県方針」、「市町村計画」の策定を促すとともに、更なる雨水利用施設の増加のための支援の充実を図る。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月、地方自治体の計画策定を支援するため、「雨水の利用の推進に関するガイドライン」を改訂した。 毎年度、自治体職員を対象として自治体の取組事例や雨水利用施設の好事例、有効性などを紹介する「雨水利用セミナー」を開催している。 また、毎年度、「雨水利用推進関係省庁等連絡会議」を開催し、国や独立行政法人等が整備する雨水利用施設の増加を推進している。 令和2年度から令和4年度までに、国内の雨水利用施設が144施設増加した。 【令和2年度】4,054施設 → 【令和4年度】4,198施設 										
③水源地域の振興	<ul style="list-style-type: none"> 水源地域整備計画に基づく事業を着実に推進するとともに、水源地域交流拡大のため情報蓄積やSNS等様々な媒体で共有・発信、水源地域の観光資源の発掘・プロモーション活動の取組を充実させる。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から令和5年度末までに、5ダムで事業が完了した。現在、12のダムで事業を推進している。 令和5年6月、水源地域の観光資源の発掘・プロモーション活動の取組を充実させることを目的に、「令和5年度 第1回水源地域未来会議」※を開催した。 ※既存の「水源地域活性化会議」と「水源地域支援ネットワーク会議」を統合した会議。 令和6年11月までに、会議を4回開催。延べ約1,110名(WEB参加者含む)が参加した。 										
④渇水リスク評価手法の確立と気候変動の影響評価手法の確立	<ul style="list-style-type: none"> 渇水リスク評価手法の確立および評価の実施、分かりやすい渇水リスク情報の発信。気候変動の影響も踏まえた将来の渇水リスク評価方法を検討する。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月に公表した「水需給バランス評価の手引き」などを参考に、「渇水リスク評価手法」や「気候変動の影響も踏まえた将来の渇水リスク」に関する検討を進めていく。 「渇水情報総合ポータル」において、取水制限が発生した水系のダム貯水量や見通し等を公表している。 令和5年10月、気候変動の影響評価手法の確立に向け、「将来気温が4°C上昇した場合の供給可能量」(水資源開発分科会調査企画部会の提言)を公表した。 										
⑤水供給の質向上に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地下水のデータを収集し、災害時などの非常時の際に地盤沈下等を生じさせない形での地下水の利用のあり方などを検討する。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度より、災害時などの非常時の際に地下水の利用を可能とするため、地盤沈下防止等対策要綱地域における平常時の地下水の収支や挙動、地盤変動の把握の調査・解析等を行い、地下水採取量を見直すなど、地下水の利用のあり方にに関する検討を行っている。 										
⑥新型コロナウイルスに伴う水需要等の変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 水資源開発基本計画において、中間点検を行う際に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における水需要の実績を把握し、その変化の要因を分析する。 										
	 <ul style="list-style-type: none"> 水資源開発水系(7水系)における水道用水及び工業用水の需要実績について調査・整理している(令和6年度末までに、令和2年度までの水資源開発水系における需要実績の整理が完了予定)。 ※計画を全部変更した水系において、計画変更後、概ね5年を目途に計画の点検を行う 										

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	住生活基本計画	実施時期	令和2年度	担当課	住宅局 住宅戦略官付																																																																											
対象政策	住生活基本計画(全国計画) (平成28年3月閣議決定) (計画期間:平成28年度～平成37年度まで)																																																																															
政策の目的	住生活基本計画(全国計画)は、住生活基本法第15条に基づき、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。																																																																															
評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月閣議決定)」に掲げる3つの視点に基づく8つの目標の達成状況を定量的に測るために設定した「18の成果指標」のうち、6つの成果指標で「目標値」と「現時点で判明している最新の実績値」との乖離が大きい 目標値との乖離が見られる指標については、施策の方向性を精査した上で、成果指標を改めて検証し、実効性のある取組を進めていくことが必要 <p>○多様化する居住者ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、住居を選択する際の立地利便性の重要性の増加や高齢者サービスに対するニーズが多岐にわたるなど、居住者の住まいに対するニーズが多様化しており、こうしたニーズの変化に対応した取組が必要 <p>○既存住宅の品質や市場における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 買手側は、既存住宅の隠れた不具合や品質について詳細な情報を得る手段に乏しく不安を抱えているなど、売手と買手との間に情報の非対称性が発生していることから、既存住宅購入後に不具合が発生した場合等における保証やサービスの充実といった既存住宅の品質や取引に対する安心感を付与する取組が必要 <p>○施策の実施に当たっての制度的な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性や社会情勢に応じた柔軟な制度の見直し等の対応が必要 																																																																															
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)(「取りまとめ後の対応方針」等)		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)																																																																														
評価結果を踏まえ、国民の豊かな住生活を実現するための「新たな住生活基本計画(全国計画)」を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> R3年3月19日、「新たな住生活基本計画(全国計画)」(計画期間:R3年度～R12年度)を開議決定 住生活をめぐる現状と課題に対応するため、3つの視点から「8つの目標」を設定し、達成に向け、施策を総合的に推進 <p><新たな計画のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> 社会環境の変化を踏まえ、新たな日常や豪雨災害等に対応した施策の方向性を記載(目標1、2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の方向性を記載(目標6) <p>■視点1「社会環境の変化」の視点</p> <p><目標1> 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進 (2)新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進 <p><目標2> 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)安全な住宅・住宅地の形成 (2)災害発生時における被災者の住まいの早急な確保 <p>■視点2「居住者・コミュニティ」からの視点</p> <p><目標3> 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 (2)子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり <p><目標4> 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)高齢者・障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 (2)支え合いで多世代が共生する持続可能な多様なコミュニティの形成とまちづくり <p><目標5> 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障害者、外国人等)の住まいの確保 (2)福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援 <p>■視点3「住宅ストック・産業」からの視点</p> <p><目標6> 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)ライフルスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 (2)長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生(建替え・マンション敷地売却)の円滑化 (3)世代をこえて既存住宅として取引されるうつ桟の形成 <p><目標7> 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一體的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却 (2)立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 <p><目標8> 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成 (2)新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長 																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>成果指標</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標1</td> <td>DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合【新規】</td> <td>100% (R7年)</td> <td>73% (R4年)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標2</td> <td>地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合【新規】</td> <td>50% (R7年度)</td> <td>48% (R5年度)</td> </tr> <tr> <td>耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率【継続】</td> <td>概ね解消 (R12年度)</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標3</td> <td>危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率【要件見直し】</td> <td>【面積】 1,662ha (R5年度) 【ソフト対策】 100% (R5年度)</td> <td>【面積】 概ね解消 (R12年度) 【ソフト対策】 100% (R7年度)</td> </tr> <tr> <td>民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合【新規】</td> <td>2割 (R12年度)</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標4</td> <td>公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※1【新規】</td> <td>【公的賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)</td> <td>【公的賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)</td> </tr> <tr> <td>UR団地の医療福祉拠点化【新規】</td> <td>【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)</td> <td>【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標5</td> <td>高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合【要件見直し】</td> <td>25% (R12年度)</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【継続】</td> <td>4% (R12年度)</td> <td>2.9% (R4年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標6</td> <td>公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※1【新規】【再掲】</td> <td>【公的賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)</td> <td>【公的賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)</td> </tr> <tr> <td>UR団地の医療福祉拠点化【新規】【再掲】</td> <td>【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)</td> <td>【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標7</td> <td>居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【新規】</td> <td>50% (R12年度)</td> <td>32% (R5年度)</td> </tr> <tr> <td>既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】</td> <td>14兆円 (R12年度)</td> <td>12.3兆円 (R5年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標8</td> <td>住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【要件見直し】</td> <td>50% (R12年度)</td> <td>14% (R5年度)</td> </tr> <tr> <td>25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【継続】</td> <td>75% (R12年度)</td> <td>60% (R5年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標9</td> <td>住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)【新規】</td> <td>18% (R12年度)</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>認定長期優良住宅のストック数【新規】</td> <td>約250万戸 (R12年度)</td> <td>159万戸 (R5年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目標10</td> <td>市区町村の取組により除却がなされた管理不全空き家数【新規】</td> <td>20万物件 (R3～R12年度)</td> <td>8万件 (R3～R5年度)</td> </tr> <tr> <td>居住目的のない空き家数※2【継続】</td> <td>400万戸程度 (R12年度)</td> <td>386万戸 (R5年度)</td> </tr> <tr> <td>目標11</td> <td>既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】【再掲】</td> <td>14兆円 (R12年度)</td> <td>12.3兆円 (R5年度)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	成果指標	目標値	実績値	目標1	DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合【新規】	100% (R7年)	73% (R4年)	目標2	地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合【新規】	50% (R7年度)	48% (R5年度)	耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率【継続】	概ね解消 (R12年度)	集計中	目標3	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率【要件見直し】	【面積】 1,662ha (R5年度) 【ソフト対策】 100% (R5年度)	【面積】 概ね解消 (R12年度) 【ソフト対策】 100% (R7年度)	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合【新規】	2割 (R12年度)	集計中	目標4	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※1【新規】	【公的賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公的賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)	UR団地の医療福祉拠点化【新規】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)	目標5	高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合【要件見直し】	25% (R12年度)	集計中	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【継続】	4% (R12年度)	2.9% (R4年度)	目標6	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※1【新規】【再掲】	【公的賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公的賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)	UR団地の医療福祉拠点化【新規】【再掲】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)	目標7	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【新規】	50% (R12年度)	32% (R5年度)	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)	目標8	住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【要件見直し】	50% (R12年度)	14% (R5年度)	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【継続】	75% (R12年度)	60% (R5年度)	目標9	住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)【新規】	18% (R12年度)	集計中	認定長期優良住宅のストック数【新規】	約250万戸 (R12年度)	159万戸 (R5年度)	目標10	市区町村の取組により除却がなされた管理不全空き家数【新規】	20万物件 (R3～R12年度)	8万件 (R3～R5年度)	居住目的のない空き家数※2【継続】	400万戸程度 (R12年度)	386万戸 (R5年度)	目標11	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】【再掲】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)				
区分	成果指標	目標値	実績値																																																																													
目標1	DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合【新規】	100% (R7年)	73% (R4年)																																																																													
目標2	地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市区町村の割合【新規】	50% (R7年度)	48% (R5年度)																																																																													
	耐震基準(S56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率【継続】	概ね解消 (R12年度)	集計中																																																																													
目標3	危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率【要件見直し】	【面積】 1,662ha (R5年度) 【ソフト対策】 100% (R5年度)	【面積】 概ね解消 (R12年度) 【ソフト対策】 100% (R7年度)																																																																													
	民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合【新規】	2割 (R12年度)	集計中																																																																													
目標4	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※1【新規】	【公的賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公的賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)																																																																													
	UR団地の医療福祉拠点化【新規】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)																																																																													
目標5	高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合【要件見直し】	25% (R12年度)	集計中																																																																													
	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【継続】	4% (R12年度)	2.9% (R4年度)																																																																													
目標6	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※1【新規】【再掲】	【公的賃貸住宅団地全体】 40% (R12年度)	【公的賃貸住宅団地全体】 35% (R5年度)																																																																													
	UR団地の医療福祉拠点化【新規】【再掲】	【UR団地の医療福祉拠点化】 250団地 (R12年度)	【UR団地の医療福祉拠点化】 233団地 (R5年度)																																																																													
目標7	居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【新規】	50% (R12年度)	32% (R5年度)																																																																													
	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)																																																																													
目標8	住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合【要件見直し】	50% (R12年度)	14% (R5年度)																																																																													
	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合【継続】	75% (R12年度)	60% (R5年度)																																																																													
目標9	住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比)【新規】	18% (R12年度)	集計中																																																																													
	認定長期優良住宅のストック数【新規】	約250万戸 (R12年度)	159万戸 (R5年度)																																																																													
目標10	市区町村の取組により除却がなされた管理不全空き家数【新規】	20万物件 (R3～R12年度)	8万件 (R3～R5年度)																																																																													
	居住目的のない空き家数※2【継続】	400万戸程度 (R12年度)	386万戸 (R5年度)																																																																													
目標11	既存住宅流通及びリフォームの市場規模【継続】【再掲】	14兆円 (R12年度)	12.3兆円 (R5年度)																																																																													
	<p>※1:高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設、UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進(250団地程度(令和12年度))し、これにより設置される施設を含む</p> <p>※2:住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数</p>																																																																															

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	北海道総合開発計画の中間点検	実施時期	令和2年度	担当課	北海道局 参事官
対象政策	第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定) (計画期間:平成28年度～概ね令和7年まで)				
政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることにある。 第8期計画では、人口減少・高齢化の急速な進展等により、食や自然環境等北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「生産空間」の維持が困難となる恐れがあることから、今後10年間を「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間として、北海道の強みである「食」と「観光」を戦略的産業として位置付け、食と観光を担う「生産空間」を支えながら、「世界水準の価値創造空間」の形成を目指すことを目的としている。 				
評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 9つの重点施策の分析・評価を実施したモニタリング指標全体会をまとめて、264指標(全272指標から経年変化に馴染まない8指標を除く)のうち、 ・上昇した(望ましい方向へ変化したもの) : 134指標(51%) ・下降した(望ましくない方向に変化したもの) : 30指標(11%) ・変化がなかったもの : 100指標(38%) であった。 なお、下降した指標については今後も注視し、必要な分析を行っていく。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、引き続き、その影響を把握していく。 9つの重点施策ごとの代表指標等を分析・評価したところ、各種施策により一定の進捗・成果は得られた。 				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)(「取りまとめ後の対応方針」等)		レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (これまでの取組もしくは「今後の取組方針」)			
(1)人が輝く地域社会の形成					
① 農林水産業の基盤整備や交通ネットワークの整備等を推進	<ul style="list-style-type: none"> スマート農業に対応した「水田の大区画化」を推進 【水田の大区画化状況】 R2年度: 29.1% → R4年度: 31.5% (2.4%増) 物流・人流を支える「自動車専用道路」の整備を推進 【北海道開発局が管理する自動車専用道路の延長】 R2年度: 約485km → R5年度: 約501km (約16km増) 3つのモデル圏域(名寄周辺、十勝南、釧路)で、地域の課題解決に向けた取組を推進 R3年度～「中絶輸送実証実験」及び効果検証(労働時間の削減、輸送費用の低減、環境負荷の軽減等) 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する農業の生産力強化」を位置付け 				
モデル圏域の取組を重点化し、地域の課題解決に向けた取組の普及・支援					
② 「北海道価値創造パートナーシップ活動」等の機能を充実させ、関係機関等と連携し人材の発掘・育成を推進	<ul style="list-style-type: none"> 「ほっかいどう学」や多様な人材・団体官の情報共有など人脈形成等を図るパートナーシップの構築に向けた取組等を推進 【パートナーシップ活動参加者数】 R2年度: 415人 → R5年度: 682人 (267人増) ※子どもから大人まで、より多くの人々が地域づくりに関心を持つ契機を創出するため、地理、歴史、文化、産業等の北海道の魅力や個性について幅広く学ぶ取組 R4年6月、北海道開発局と連携協定を締結している代表的な企業と「2050年の北海道の姿を考える懇談会」を開催 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「人への投資と多様な人材・主体による共創」を位置付け 				
③ 北方領土隣接地域※の漁業生産量、一人当たり主要生産額の増加等を図るため、引き続き、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づく施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 北海道特定特別総合開発事業推進費※により、社会资本整備を推進 ※北海道総合開発計画の推進に際し、国に貢献するとともに、活力ある北海道を実現するため、新たな国民のニーズや時代の要請等を踏まえ、事業間の連携を進め、基幹的な事業について重点的かつ柔軟に推進することを目的として、平成13年度に創設された制度 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金により、基幹産業の付加価値向上や観光振興等の取組を支援 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要政策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する水産業の生産力強化」を位置づけ 				
※根室市(歯舞群島の区域を除く)、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町					
④ ウボボイ(民族共生象徴空間)の全国での認知向上を図るために、ポストコロナに向けた誘客促進の取組(広報活動、コンテンツの充実等)の推進	<ul style="list-style-type: none"> 年間来場者数100万人を目指し、ターゲットに応じた戦略的な誘客施策の実施や魅力的なコンテンツを提供 【R5年度「ウボボイ来場者数】 約33万人 R6年3月「ウボボイ誘客促進戦略」を策定 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「アイヌ文化の振興等」を位置づけ 				
アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進					
(2)世界に目を向けた産業の振興					
① 農業の基盤整備、漁港機能の集約や有効活用等を推進	<ul style="list-style-type: none"> 複合一貫輸送ターミナル(R4年度、苫小牧)や国際物流ターミナル(釧路港等)の整備を推進 商品価値の向上、輸出競争力の強化を図るため、屋根付き岸壁等の整備を推進 【屋根付き岸壁等を整備した漁港数】 R2年度: 36港 → R5年度: 38港 (2港増) ※貨物船等の船舶が接岸、係留し、貨物の積み卸しや旅客の乗降等の利用に供される岸壁の附帯施設として、日差しや雨風、鳥のふんなどを遮断するための屋根機能が備わったもの 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「我が国を先導する水産業の生産力強化」を位置づけ 				
一次加工品の生産拠点整備の促進と効率的な輸送体系の構築等に資する施設整備等を推進					
② 地方部の地域資源・特性を最大限活用した多様なメニューのより一層の充実及び受入環境整備等を推進	<ul style="list-style-type: none"> シーニックバイウェイ「秀逸な道」※を推進 【秀逸な道 登録数】 12区間(国道8区間、国道+道道+市道1区間、国道+町道2区間、町道1区間) 総延長 約148km (R5年12月末時点) ※地域の魅力ある道路景観の重点的保全及びドライブ観光客等への情報発信等、地域と道路管理者との協働による取組 令和3年5月、日本を代表するナショナルサイクルルートとして「トカチ400」が指定 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「多様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境」 				
リスク回避を目的とした企業立地等を通じて雇用創出の強化が図れるよう物流機能を強化					
③ 北海道の強みを活かした戦略的産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 物流・人流を支える「自動車専用道路」の整備を推進【再掲】 【北海道開発局が管理する自動車専用道路の延長】 R2年度: 約485km → R5年度: 約501km (約16km増) リスク分散の目的を含む企業立地件数が、大幅に増加 【リスク分散等を目的とした企業立地数】 R2年度: 62企業 → R5年度: 103企業(41企業増) 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「地理的・気候的な優位性を活かした産業振興」を位置づけ 				
リスク回避を目的とした企業立地等を通じて雇用創出の強化					
(3)強靭で持続可能な国土の形成					
① グリーンインフラの取組を更に推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月、「再エネ海域利用法」に基づき、北海道の5区域※1を「有望な区域」、同年10月に浮体式2区域※2を「準備区域」に選定 ※1: 石狩市沖、岩宇・南後志地区沖、島牧沖、檜山沖、松前沖 ※2: 岩宇・南後志地区沖(浮体)、島牧沖(浮体) 治水ダムや農業用水の未利用水を活用した小水力発電、河川防災ステーションでの太陽光発電施設等の整備を推進 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「再生可能エネルギー関連産業の立地促進・育成」を位置づけ 				
風力・バイオマス等の再生可能エネルギーの更なる導入					
② 冬期における災害時の訓練等、ソフトと組み合わせた対策を国・地域が連携して推進	<ul style="list-style-type: none"> R3年3月、「北海道内13の全ての一級水系の「流域治水プロジェクト」を策定。プロジェクトに基づき、国、流域自治体、企業等が協働し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を推進 ※国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたもの R3年4月、「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の5ヵ年対策プログラム」を策定。災害に強い国土幹線道路ネットワークの機能強化や道路施設の老朽化対策等を重点的かつ集中的に実施 冬期災害に備えた防災訓練を実施 【冬期災害に備えた防災訓練の実施市町村数】 R2年度: 10自治体 → R5年度: 39自治体(29自治体増) 「新たな北海道総合開発計画」(R6年3月閣議決定)の主要施策の目標を達成するための取組として、「冬期災害や複合災害に対する防災力の強化」を位置づけ 				
戦略的なインフラ老朽化対策を推進					

政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況確認票

テーマ名	産業分野における気象データの利活用促進	実施時期	令和2年度	担当課	気象庁 情報基盤部 情報利用推進課
対象政策	気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)※における活動など、産業分野における気象データの利活用促進に関する、気象庁の取組を対象とする。 ※多様な気象データを高度利用し、様々な社会課題の解決や産業創出・活性化を目指す産学官の連携組織				
政策の目的	気象は、社会・経済活動の様々な意思決定、業務プロセスに大きな影響を与えている。近年のIT技術等の発展により、様々な産業界において、データを収集・分析する基盤が整いつつある。企業等が保有するデータと多様かつ膨大な気象データを分析することで、需要予測の精緻化や、それによる業務プロセスの改善といった生産性向上は、本格的な人口減少・少子高齢化を迎える我が国が取り組むべき重要な政策課題である。本政策では、企業等における気象データの利活用促進のため、環境整備等の取組を行うことにより、社会・経済活動における生産性の更なる向上を図る。				
評価結果の概要	<p>○基盤的気象データのオーブン化・高度化 ・引き続き、気象データの精度向上や高解像度化を進めるとともに、気象庁が提供する基盤的な気象データの更なる拡充を図っていく必要がある。 ・大容量化が進む気象データ等を、配信から共有へと発想を転換していく必要がある。</p> <p>○気象データ利活用に係る普及啓発 ・引き続き、WXBCでの活動等を通じて、気象データ利活用に係る普及啓発活動に取り組んでいく必要がある。 ・ユーザー企業に対しては、気象データを利活用することによる具体的な費用対効果を示し、理解促進に努めていく必要がある。 ・ベンダー企業が提供する気象サービスについても普及啓発し、ユーザー企業における利用促進に努めていく必要がある。</p> <p>○気象データ利活用ができる人材の育成 ・引き続き、WXBCでの活動等を通じて、気象データを利活用できる人材の育成に取り組んでいく必要がある。</p>				
レビュー取りまとめ時点での政策への反映の方向(予定)(「取りまとめ後の対応方針」等)					レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況 (「これまでの取組」もしくは「今後の取組方針」)
○基盤的気象データのオーブン化・高度化	<ul style="list-style-type: none"> 新しい気象データの提供や気象データの精度向上や高解像度化を進め、気象庁ホームページや支援センターを通じて提供する基盤的な気象データの更なる拡充を図る。 気象庁ホームページにおける気象データの技術資料の充実など利便性の向上に取り組む。 クラウド技術を活用することにより、大容量化が進む気象データ等を共有できる環境の構築を検討する。 		<ul style="list-style-type: none"> 数々の気象データの精度向上や高解像度化を推進 R5年3月 全球数値予報モデルの高解像度化 R6年3月 局地数値予報モデルの予報時間の延長(10時間から18時間に延長)、モデルの改良による降水予測精度向上 等 ニーズを踏まえた提供データを拡充 R5年3月 過去約75年間の高品質な気象状況の再現データ(JRA-3Q)の提供開始 R6年3月 メソ数値予報(MSM)モデル面データの提供開始 等 気象庁HPで、気象情報を利用するために必要となる技術的な情報(配信資料に関する技術情報)を遅滞なく追加・公開 【レビュー後(R3年度以降)の技術情報の公開数】 R2年度末:559件 → R6年9月末時点:630件(71件増) R6年3月、民間事業者等が大容量データ等を容易に利用可能なクラウド技術を活用したデータ利用環境(気象庁クラウド環境)の運用を開始 		
○気象データ利活用に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁では、WXBCでの活動等を通じて、引き続き、産業界において、気象情報・気象データの利活用が拡大するよう普及啓発に努める ユーザー企業における気象データ利活用による費用対効果の理解促進のため、具体的な費用 対効果事例を示すことができるよう調査を実施する WXBCの活動についても、気象データを活用したサービスに出会える場として、より効果的な活動となるよう、これまでの総括を行い、必要に応じり方の見直しを図っていく 		<ul style="list-style-type: none"> 気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)のセミナーやHP、SNS(Youtube等)等を活用した普及啓発を推進 【レビュー後(R3年度以降)の開催状況】 -セミナー :計 9回開催 延べ約3,600名が参加 -フォーラム :計 3回開催 延べ約1,400名が参加 -テクノロジー研修 :計16回開催 延べ約 850名が受講 【SNSによる情報発信状況(R3年度以降)】 -Youtube :計67回投稿 延べ約44,000名が視聴 等 気象データ利活用に係る効果の事例等を展開 R5年8月 事業者がユーザーとの新たなつながりを創出することを目的に気象関連サービスの概要や導入事例を紹介する「気象関連サービス紹介ページ」を新設 R6年3月 気象データの活用事例や利用手順、入手方法等など、気象データをビジネスに活用するためのヒントを紹介した「気象データ利用ガイド～先を読むビジネス～～」を公開 等 WXBC設立10年を迎える令和8年度に向けて、有識者の意見を踏まえつつWXBCの活動に関する総括を行い、その後のより効果的な活動に資する方向性を打ち出す 		
○気象データ利活用ができる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁では、気象データアナリスト育成講座が広く開講されるよう、講座開講を予定している事業者に対し必要な支援を行うとともに、より多くの方に同講座が受講されるよう、WXBC等と連携し広く周知するなど、政府の成長戦略に沿って当該制度の推進に取り組む 		<ul style="list-style-type: none"> 気象データアナリスト※1の育成に係る取組を推進 -気象データアナリスト講座認定制度※2の周知・広報及び講座受講者の増加や新規講座開設に向けた広報を推進 -R4年3月、「気象データアナリスト育成講座カリキュラムガイドライン」※3を改訂 -R5年5月、「気象データアナリスト育成講座」※4として、新たに2つの講座を認定。現在、3事業者で6講座を開設(他事業者からも講座開設の相談あり) 受講修了者:97名 受講中:62名 (R6年10月時点) <p>※1:企業におけるビジネス創出や課題解決ができるよう、気象データの知識とデータ分析の知識を兼ね備え、気象データとビジネスデータを分析できる人材 ※2:気象庁とWXBCが検討した修得すべき知識・技術(スキルセット)や標準的なカリキュラムに準ずる民間講習を認定し、一定以上の品質が担保された民間講習の実施を後押しすることを通じて、気象データアナリストを増やしていくというつもり ※3:修得すべき知識・技術(スキルセット)と標準カリキュラムの内容を総合的に示す、いわば気象データアナリスト育成のための学習指導要領 ※4:一定以上の品質が担保された民間講習の実施を後押しするため、カリキュラムガイドラインに適合し、かつ経済産業省「第四次産業改革スキル獲得講座認定制度」(Reスキル)で認定された講座</p>		
○更なる気象データ利活用促進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> 2020年12月には交通政策審議会気象分科会から以下の提言「気象業務における産学官連携の推進」をいただいた。 ・産学官の対話の場の構築 ～役割分担から連携の強化へ～ ・人材の交流や育成 ～技術、ノウハウの保有から共有へ～ ・産学官共同事業の推進 ～独自の事業から連携事業へ～ ・クラウド技術を活用した新たな気象情報・データの共有環境の構築 ～データの配信から共有へ～ ・気象庁では、分科会の提言で示された施策を進め、本政策レビューのテーマである産業分野を含め、社会全体における気象情報の幅広い利活用を図り、気象業務全体がより一層社会に貢献していくよう取り組む。 		<ul style="list-style-type: none"> 気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)の活動を通じ、産学官の交流(対話)や連携強化を推進【再掲】 WXBCのセミナー、フォーラム、テクノロジー研修によるスキルアップの場の提供や気象データアナリスト育成講座を実施するなど、民間事業者との連携による人材育成を推進【再掲】 R6年3月、民間事業者等が大容量データ等を容易に利用可能なクラウド技術を活用したデータ利用環境(気象庁クラウド環境)の運用を開始【再掲】 引き続き、これらの施策を進め、社会全体における気象情報の幅広い利活用を図り、気象業務全体がより一層社会に貢献していくよう取組を推進 		